

平成23年2月7日
原子力安全・保安院

高経年化対策実施状況に対する確認の充実について

運転開始後40年を迎える原子力発電所の高経年化技術評価の実績を積み重ねてきた中で、今後は長期保守管理方針^{※1}に基づく保全活動を開始するものが出てきます。原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、これらの活動を適切に確認していくことが重要と認識し、高経年化対策の実施状況に対する確認を充実することとしました。

1. 現行制度上の仕組み

原子力発電所の高経年化対策は、新検査制度の下、保全プログラム^{※2}に従い、運転開始当初から継続的に行う保全活動と運転開始後30年目以降に高経年化事象に着目した高経年化対策を一体的に実施することになっています。

保安院は、30年目以降の高経年化技術評価を実施した原子力発電所については次のとおり高経年化対策の実施状況を確認しています。

- 保安規定の変更認可を受けた長期保守管理方針に基づく高経年化対策については、保全サイクル毎に事業者から届出がなされる保全計画^{※3}に反映され、その保全計画の妥当性を独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）の協力を得て確認しています。また、保全計画に基づき高経年化対策が適切に実施されているかについて、保安検査等により確認しています。

2. 高経年化対策実施状況に対する確認の充実について

高経年化対策の実施状況を確認する手法には、保安検査や定期安全管理審査がありますが、これらは、高経年化対策の実施状況のみに特化したものではなく、保全活動全般を対象としています。

このため、長期保守管理方針に従った保全活動及び通常保全に組み入れられた高経年化対策の実施状況に着眼した確認を充実させるため、通常の検査に加え、高経年化対策の実施状況に対して、新たに立入検査という手法により確認を行うこととします。その際、JNESの専門家の協力を得て行うこととします。

3. 立入検査での確認事項等について

(1) 運転開始後 40 年を超えた場合の確認事項等

運転開始後 40 年を超えた原子力発電所については、保全サイクル毎に立入検査を実施します。その際、長期保守管理方針に基づいた保全活動の実施状況及び 30 年目の長期保守管理方針から通常保全に移行した保全活動についても併せて確認するとともに、その妥当性・有効性を確認評価します。また、現場の確認も含むものとします。

なお、立入検査の開始及び立入検査結果のとりまとめの際に、对外公表をします。

(2) 運転開始後 30 年を超えた場合の確認事項等

運転開始後 30 年を超えた原子力発電所については、約 35 年経過時(長期保守管理方針の短期の期限)に立入検査を実施します。その際、長期保守管理方針に基づいた保全活動の実施状況について確認するとともに、その妥当性・有効性を確認評価します。また、現場の確認を含むものとします。

なお、立入検査の開始及び立入検査結果のとりまとめの際に、对外公表をします。

- ※1 長期保守管理方針 : 運転開始後30年または40年経過した後10年間に実施すべき保守管理に関する方針
- ※2 保全プログラム : 事業者の行う保全活動全体を対象として、保全活動の実施体制、保全の実施計画等を具体的に記載したプログラム
- ※3 保全計画 : 点検周期毎に策定される点検計画や補修・取替計画といった具体的な活動の計画

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本

担当者: 石垣、青山

電話:03-3501-1511(内線 4871~5)

03-3501-9547(直通)